

< 記入例 >

様式第 2 号

平成 ○○ 年度 第 1 四半期 安全衛生管理状況報告

平成 ○○ 年 8 月 10 日

○○ 労働基準監督署長 殿

事業者職氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

平成 ○○ 年 4 月 1 日から平成 ○○ 年 6 月 30 日まで（第 1 四半期）の安全衛生管理状況について、次のとおり報告します。

1 一般的事項

事業場の名称	○○株式会社 ○○原子力発電所		
事業場の所在地	○○県○○市○○町 1-1-1		
原子炉等規制法における許可の区分	加工 再処理 使用	原子炉（発電用・試験研究用）	
主な業務の内容と取り扱う核燃料物質の名称	発電に供する原子炉施設の運転管理、ウラン燃料	関係請負人数	20

2 安全衛生管理体制

(1) 安全衛生統括者の職氏名： 所長 厚生 太郎

(2) 放射線管理責任者の職氏名： 放射線管理課長 労働 次郎

(3) 安全衛生管理体制

	組織名	人数
放射線管理担当	放射線管理課	専任 5人 併任 1人
安全衛生委員会担当	健康安全課	専任 2人 併任 2人
安全衛生教育担当	健康安全課	専任 2人 併任 2人
作業計画審査担当	設備管理課、放射線管理課	専任 2人 併任 4人
熱中症対策担当	健康安全課	専任 0人 併任 5人
安全衛生協議会担当	健康安全課	専任 2人 併任 2人

(4) 健康管理体制

	医師	看護師等
医師・看護師等の人数	2人（内 精神科医 1人）	4人
医師・看護師等の勤務時間	8:00~17:00（平日） 勤務なし（土日祝）	8:00~20:00（平日） 8:00~17:00（土日祝）

3 原子力事業者が自社労働者の安全衛生管理として実施した事項

(1) 安全衛生委員会の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった調査審議事項	改善状況	改善月日
4月15日	作業計画外に1ミリシーベルト/日を超える被ばくが発生した。	適切な事前調査に基づく作業計画策定とそれに基づく作業時間の見直しを行った。	4月20日
5月13日	特になし		
6月17日	○○エリアについて、作業環境測定の結果、通常よりも高い空間線量率が得られた。	遮へい材に欠陥があったため、交換した。	6月20日

(2) 作業規程又は作業計画の作成状況

新規に作成した作業規程及び作業計画数	作業規程 2、作業計画 1	
作業規程又は作業計画のうち被ばく管理上重要な部分を変更したもの又はその作業名	変 更 内 容	変 更 月 日
〇〇作業	作業時間短縮による被ばく低減のため、人力作業から機械による作業に変更した。	5月15日
放射線管理マニュアル	〇〇エリアの外部放射線の測定点について、5点から9点に変更した。	6月3日

(3) 特別教育等の実施状況

事業場へ登録した放射線業務従事者のうち特別教育を実施した労働者数	50人 (登録者数 50人)
事業場へ登録した放射線業務従事者のうち職長教育を実施した労働者数	6人 (登録者数 6人)

(4) 作業環境測定等の実施状況

イ 外部放射線による線量当量率の測定

測 定 月 日	5月9日		
測定の結果、改善を要した場所の数	1		
改善を要した場所の名称	改 善 状 況		改 善 月 日
1号機原子炉建屋 パイプスペース	フラッシング 0.5 μ Sv/h → 0.01 μ Sv/h		5月13日

ロ 空気中の放射性物質の濃度の測定

測 定 月 日	5月9日		
測定の結果、改善を要した場所の数	1		
改善を要した場所の名称	改 善 状 況		改 善 月 日
1号機タービン建屋 〇〇室	排気装置のフィルターを交換した。 10Bq/cm ³ → 0.1 Bq/cm ³		5月20日

ハ 表面汚染（放射化を除く。）の状況の検査

測 定 月 日	5月9日		
測定の結果、改善を要した場所の数	1		
改善を要した場所の名称	改 善 状 況		改 善 月 日
1号機原子炉建屋 〇〇フロア	汚染場所を区画し、除染した。 10Bq/cm ² → 0.1 Bq/cm ²		5月13日

(5) 電離放射線健康診断結果に基づく電離則第59条に該当する措置の実施状況

措置の内容	当該措置を行った労働者数	実施月日
就業場所の転換	1	4月10日

(6) メンタルヘルス対策の実施状況

措 置 の 内 容	当該措置を行った労働者数	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認（問診票の配布等）	500	5月30日
メンタルヘルス相談、面談の実施	35	6月10日～ 20日
専門医への受診等事後措置の実施	3	6月23日

(7) 熱中症対策の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
WBGT 値の測定	予報値の確認、作業場所を1時間毎に測定	5月1日～
休憩所の設置	既存の休憩施設を利用	
作業時間の制限・休憩時間の確保	WBGT 値が 28℃を超える場合は、連続作業時間を2時間以内とする。	5月1日～
当日の体調、水分、塩分の摂取の確認	チェックリストにより確認。	5月1日～
保冷剤付き作業服等の配布等	クールベストを着用 (WBGT 値が 28℃以上は全員、それ以内は希望者)	5月1日～
熱中症に関する労働衛生教育	全労働者及び新規入場者に随時実施	4月28日～

4 関係請負人に対する実施事項

(1) 安全衛生協議組織の開催状況

開催月日	被ばく管理上問題となった協議事項	改善状況	改善月日
4月25日	原子力事業者からの連絡不十分により、設備を取り扱っていた関係請負人の労働者に計画を超える被ばくが生じた。	原子力事業者からの連絡体制を強化し、取扱い設備について事前に十分な情報を提供することとした。	4月30日
5月20日	特になし		
6月22日	〇〇エリアで作業を行っていた関係請負人の労働者の被ばく状況が原子力事業者が行った作業環境測定結果と矛盾した。	測定点を見直し、さらに細かく測定を行うこととした。	6月27日

(2) 原子力施設に登録した関係請負人の放射線業務従事者に対する確認状況

原子力施設に登録した放射線業務従事者数			300
	労働者数	改善状況	改善月日
放射線管理手帳の不所持	3	直ちに発行の手続きをとった。	5月15日
健康診断の未受診	5	直ちに受診するよう関係請負人に通知し、実施させた。	4月5日
特別教育の未受講又は理解不十分	0		
職長教育の未受講又は理解不十分	1	関係請負人に教育を行わせた。	4月1日

(3) 関係請負人の作業規程又は作業計画に対する指導等の実施状況

作業規程又は作業計画名	作業内容	被ばく管理上重要な事項に関し行った指導又は援助の内容	実施月日
〇〇作業	〇〇設備の交換作業	人力作業の一部を、機械による遠隔操作により作業を行うよう指導した。	6月12日

(4) 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導等の実施状況

教育名 (関係請負人数)	教育内容	被ばく管理上重要な事項に関し行った指導又は援助の内容	実施月日
特別教育 (18社)	電離則第 52 条の 7	被ばく管理に関する教育について講師を派遣した。	4月18日
労働衛生教育 (20社)	熱中症予防措置	職場における熱中症予防対策について講師を派遣した。	4月26日

(5) 関係請負人が行った健康管理に対する指導等の実施状況

イ 電離放射線健康診断の実施に対する指導等

指導又は援助の内容	関係請負人数(労働者数)	実施月日
健康診断機関の紹介	2 (25)	4月22日
自社労働者と併せて実施	10 (140)	4月3日 ～7日

ロ 関係請負人所属労働者に対する電離則第59条に該当する措置に関して行った指導等

措置の内容	指導又は援助の内容	関係請負人数(労働者数)	実施月日
被ばく時間の短縮	作業における被ばく時間の短縮を指導	1 (1)	6月27日

(6) 関係請負人が行うメンタルヘルス対策の指導等の実施状況

措置の内容	当該措置を行った関係請負人数(労働者数)	実施月日
ストレスによる症状・不調の確認(問診票の配布等)	20 (1000)	6月15日
メンタルヘルス相談、面談の実施	7 (65)	6月18日～ 26日
専門医への受診等事後措置の実施	3 (5)	6月29日

(7) 関係請負人が行う熱中症対策の指導等の実施状況

措置の内容	実施内容	実施月日
休憩所の設置	自社の休憩所の一部を開放した。	5月1日～
休憩時間の確保	WBGT 値が 28℃を超える場合は、連続作業時間を2時間以内とするよう指導した。	5月1日～
保冷剤付き作業服等の配布等	クールベストの着用を指導。数が不足した場合は、自社分を貸し出した。	5月1日～
熱中症に関する労働衛生教育	講師を派遣した。また、全労働者に行うよう指導した。	4月28日～

備考

- 1 本報告は、次に定める四半期ごとの実施状況について、それぞれに定める期日までに行うこと。
ただし、その期日が休日の場合には、その休日の次の平日までに行うこと。
(1) 4月1日から 6月30日までの実施状況 8月15日
(2) 7月1日から 9月30日までの実施状況 11月15日
(3) 10月1日から12月31日までに実施状況 翌年2月15日
(4) 1月1日から 3月31日までの実施状況 5月15日
- 2 各報告事項について、必要に応じ別紙を用いて記載すること。
- 3 本様式のほか、報告時期末の関係請負人リスト、安全衛生管理規程、保安規定、その他労働者の安全と健康の確保のために必要な事項を定めた規定等及び業務の概要を示す書面(パンフレットで可)を添付すること。
- 4 上記3の添付書類については、その前回の報告内容から変更がない部分については報告する必要はないものであること。
- 5 本様式の3については、原子力事業者が関係請負人に対して実施した事項のみならず、元方事業者が関係請負人に対して実施した事項についてもできる限り記載すること。
- 6 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。